

海上保安通信施設整備の 事業評価マニュアル

海上保安庁

はじめに

海上保安庁は、国土面積の約 12 倍にもおよぶ内水、領海、排他的経済水域において、人々がより安全により安心して活動できるよう、海上における治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助、海洋環境の保全、海洋情報の提供等の諸分野において、着実に施策を展開してきている。

特に海上保安通信施設の業務においては、これら海上保安庁業務を円滑に実施するため、全国各地に通信所を配置し、また、巡視船艇・航空機に通信所を設け、各種の通信を行い、海難に関する通信、海上安全情報の提供に関する通信、船位通信、管制通信、港務通信、部内通信、また、基幹MCCネットワーク等による国際連携を行っているが、いずれの局面においても、著しく多様化・複雑化・国際化の傾向にあり、また、近年の通信技術の進歩等を背景に、高度かつ高効率な海上保安通信体制が求められている。

一方、昨今の財政改革の一環として、公共事業の実施にあたっては、投資効果を明示した上で、効果的な事業実施が求められており、海上保安通信施設整備においても、海上保安通信施設の機能・目的、投資のあり方を明確にし、客観的かつ公平な海上保安通信施設整備の評価を行うことが必要となっている。

本マニュアルは、上記をふまえ、海上保安通信施設の整備事業の総合的・体系的評価について、できる限り客観的な事業評価が行われるための指針として定めたものである。

1. 評価にあたっての基本的考え方

(1) 海上保安通信施設業務の目的・役割

下表に海上保安庁の業務体系を示す。海上保安体制の情報通信インフラを構成する海上保安通信施設の業務は、下表の業務体系すべてに係わってくる。

本マニュアルでは、評価対象となる海上保安通信施設整備事業の評価は、当該事業がこれら海上保安庁の業務体系およびそれによる社会経済的にどれだけ寄与するかの視点により行う。

表 1 - 1 海上保安庁の業務体系



(2) 事業評価の考え方

1) 評価対象事業

代替を含む新規整備事業を対象とする。

2) 評価対象のとらえ方

原則として整備しようとする通信施設（整備しようとする通信施設を群として事業採択を行う場合はその通信施設群全体）を1つの事業単位として捉え評価する。

3) 分析・評価の実施主体

海上保安庁が分析・評価を実施する。

4) 評価の視点

事業を実施した場合（with）の事業を実施しなかった場合（without）と比べた事業により得られた効果の抽出という視点で行う。

5) 評価の方法

海上保安通信施設整備事業の評価は、業務成果の数値化が困難であること等により、事前評価に力点をおいたニーズアセスメントという観点から評価を行う。

6) 評価の実施時期

原則として事業の新規採択時に実施する。

7) 新規事業採択の判断基準

事業の必要性・緊急性、事業の効果を分析し、総合的体系的に評価・判断するものとする。

8) 本マニュアルの更新

評価手法を充実させつつ適宜見直しを行う。

2. 海上保安通信施設整備事業評価の実施要領

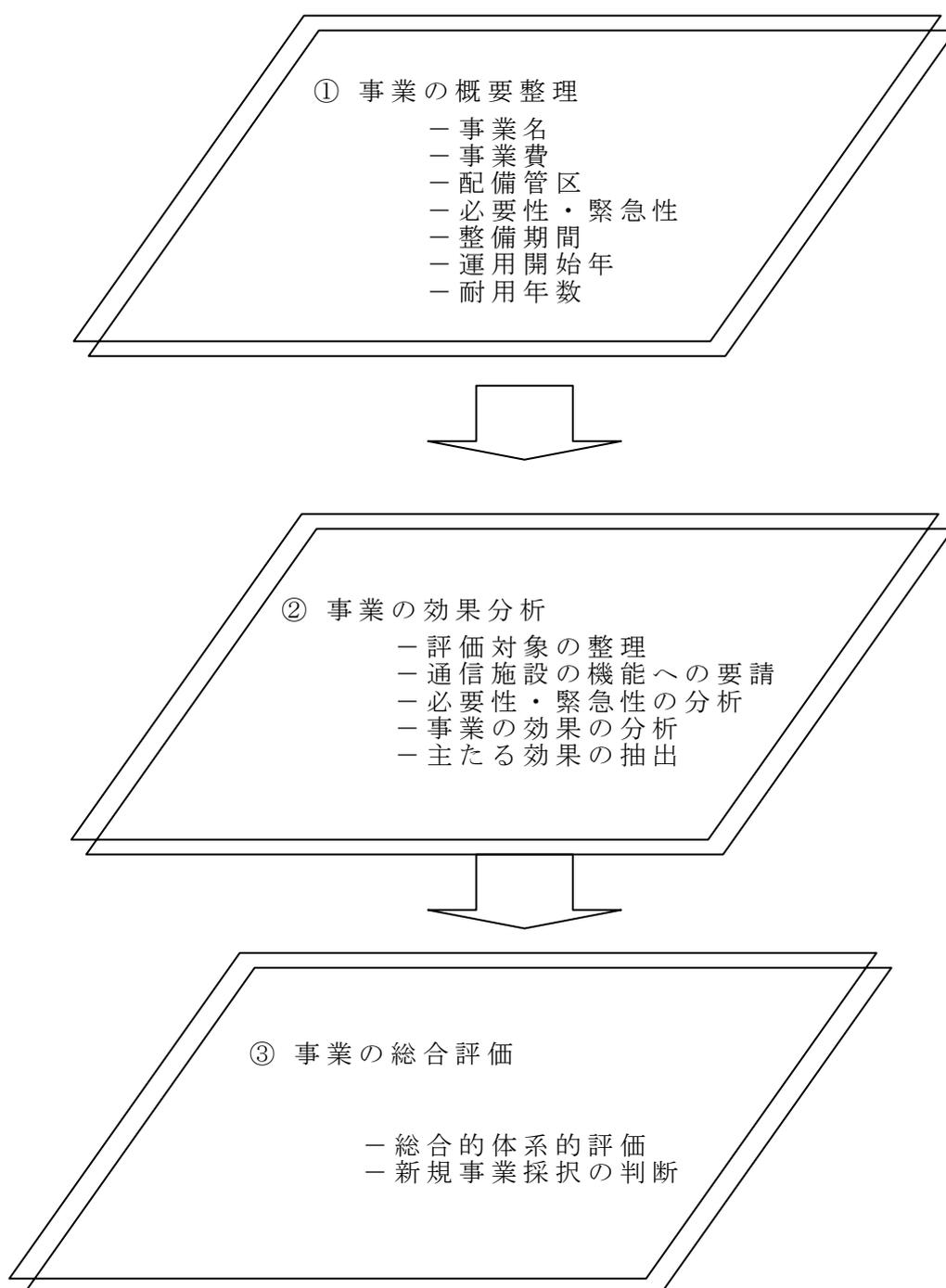
(1) 海上保安通信施設整備事業の評価の手順

海上保安通信施設整備事業の評価の手順を以下に示す。評価の手順は、大き

く①事業の概要整理、②事業の効果分析、③事業の総合評価の判断に分けられる。

評価の実施に当たっては、海上保安通信施設整備事業の新規採択時評価明細表(以下「評価明細表」という。)、及び海上保安通信施設整備事業の新規採択時評価書(以下「評価書」という。)を使用して行う。なお、評価明細表及び評価書の書式については別途定める。

図 2-1 海上保安通信施設整備事業の評価手順



(2) 事業の概要整理

評価の対象となっている事業について、事業名、事業費、配備管区、整備期間、運用開始年、耐用年数等を整理する。

- ① 事業名
- ② 事業費
- ③ 配備管区
- ④ 必要性・緊急性
- ⑤ 整備期間
- ⑥ 運用開始年
- ⑦ 耐用年数

(3) 事業の評価

海上保安通信施設活動への要請を受けて立案した当該事業について、①事業の必要性・緊急性、②事業の効果の二つの軸から事業評価を行う。

1) 評価対象の整理

事業を行った場合(with)及び事業を行わなかった場合(without)別に評価対象を整理する。

なお、withの場合とは、増設時は新鋭の通信施設を整備する場合、老朽代替時は老朽化した通信施設を新鋭施設に代替する場合とし、withoutの場合は現状どおりの場合とする。

2) 必要性・緊急性の分析

海上保安通信施設は、それを整備すること自体が目的ではなく、整備された情報通信システムによりもたらされる機能を活用して海上保安業務が行われ、海上保安業務の目標が達成されることに意義がある。すなわち、通信施設は、組織における基本的なインフラの整備であるため、個々の海上保安業務と直接的に結びつけて評価することは困難である。

したがって、整備する通信施設の特徴を明らかにし、各機能要素ごとの特徴から、必要性及び緊急性を評価する。

- 3：特に必要性及び緊急性がある
- 2：必要性及び緊急性がある
- 1：やや必要性及び緊急性がある
- －：関係が薄い

なお、各海上保安業務の特性から、その業務に求められない通信施設の機能は斜線によりその要素を無視するものとする。

3) 事業の効果の分析

海上保安業務の分類ごとに、with時、without時それぞれについて事業の効果の評価明細表に記載する。さらに必要性・緊急性の度合い、及びこれに対するwith時、without時の事業の対応性比較に基づき、withoutと比較してwith時において当該事業の効果として重要なものについて、「主たる効果の抽出」として、次の基準により評価するとともに、詳細を評価書に記載する。

- ◎ 非常に効果が高い
- 効果が高い
- (空白) あまり効果はない

4) 事業の総合評価

事業の効果の分析結果を受けて、新規採択に係る総合的評価を行い、採択の可否を判断する。

a) 総合的体系的評価

(3)までの分析結果に加えて、全国的な海上保安業務要請とその対応、将来計画等を踏まえて総合的体系的評価を行う。

2) 新規事業採択の結果

事業の総合的評価結果を踏まえて新規事業採択か否かを判断する。なお、評価の結果、事業改善の必要があると判断した場合は、事業内容を再検討する。

3. 評価結果のとりまとめ

上記のような評価について評価書にとりまとめる。